

○設楽町使用料条例

平成17年10月 1 日

条例第63号

改正 平成18年 8 月31日 条例第29号  
平成19年 3 月 9 日 条例第10号  
平成20年 3 月17日 条例第10号  
平成21年 3 月23日 条例第12号  
平成25年 3 月27日 条例第 9 号  
平成26年 3 月27日 条例第 9 号  
平成28年 3 月28日 条例第24号  
平成31年 3 月26日 条例第 3 号  
令和元年12月19日 条例第19号  
令和 2 年 3 月25日 条例第 7 号  
令和 2 年12月23日 条例第27号  
令和 3 年 3 月29日 条例第 5 号  
令和 3 年 9 月27日 条例第12号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づく使用料(第3条第2項の施設の入館料を含む。以下同じ。)については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(徴収の範囲)

第2条 使用料は、法第238条の4第4項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者又は公の施設を利用する者から徴収する。

(種類、金額及び徴収の時期)

第3条 使用料の種類、金額及び徴収の時期は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定のほか、施設の入館料の種類及び金額は、別表第2のとおりとする。

(徴収の方法)

第4条 使用料を徴収しようとするときは、納入義務者に対して納入通知書を発行するものとする。ただし、現金により収納する場合は、この限りでない。

(還付)

第5条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(減免等)

第6条 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

2 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町若しくは豊根村(以下「対象市町村」という。)の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生又は対象市町村に住所を有し、かつ、対象市町村以外の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生が、町長若しくは指定管理者が必要と認める書類を提示して利用する次に掲げる施設の使用料は、第3条の規定にかかわらず全額を免除とし、当該小学生又は中学生は団体割引の対象となる人数には算入しない。

種類	区分	単位	
歴史の里田峯城	入城券	1人 1回	
ふれあい広場	スイスイパーク	温水プール	町外小中学生 1回
		トレーニングルーム	町外中学生 1回
		多目的ホール	町外小中学生 1回
つぐグリーンプラザ	プール	町外小中学生 1回	
	トレーニング室	町外中学生 1回	
設楽町奥三河郷土館		小中学生 1人	

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、使用料の収入を減損するおそれのある行為その他使用料及び手数料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の設楽町使用料及び手数料条例(昭和39年設楽町条例第30号)又は津具村使用料条例(昭和39年津具村条例第5号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年8月31日条例第29号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月19日条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日条例第7号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日条例第27号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月27日条例第12号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

単位：円

種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
校庭夜間照明 施設	田峯小学校	住民 1時間	220	許可を受 けたとき	
		住民以外の者 1時 間	880		
	清嶺小学校	住民 1時間	220		
		住民以外の者 1時 間	880		
学校開放施設 使用料	中学校体育 館	全面 昼間2時間	660	許可を受 けたとき	教育委員会が特に 認めた団体につい ては、無料とする。
		全面 夜間2時間	880		
		半面 昼間2時間	330		
		半面 夜間2時間	440		
	小学校体育 館	昼間2時間	330		
		夜間2時間	440		
	武道場	昼間1回	無料		
		夜間1回	150		
	ホール・特 別教室	昼間1回	880		
		夜間1回	990		
段嶺町民セン ター	第1会議室	1回	550	許可を受 けたとき	
	第2会議室	1月	15,950		
神田町民セン ター	会議室	1回	550	許可を受 けたとき	
	和室	1回	330		
設楽町役場本 庁舎	会議室	1室 1回	550	許可を受 けたとき	
設楽町津具総 合支所	会議室	1室 1回	550	許可を受 けたとき	
斎苑	15歳以上の	住民 1体	20,000	許可を受	1 住民とは、死亡

	者	住民以外の者 1体	40,000	けたとき	者が死亡時に設楽町、豊根村若しくは根羽村に住所を有する者若しくは本籍を有する者とする。又は利用者が設楽町、豊根村若しくは根羽村に住所を有する者とする。	
	15歳未満の者	住民 1体	10,000			
	者	住民以外の者 1体	20,000			
	死胎	1体	5,000			
					2 設楽町斎苑管理規則(平成17年設楽町規則第90号)第3条に規定する休業日の使用料は、住民以外の者の金額とする。	
田口山村トレーニングセンター	会議室	住民 1回	330	許可を受けたとき		
		住民以外の者 1回	550			
	トレーニング室	住民	昼間1回			無料
			夜間1回			150
		住民以外	昼間1回			550
	外の者	夜間1回	720			
老人福祉施設 やすらぎの里	養護老人ホーム宝泉寮	1日	国、県の老人短期入所運営事	入所の許可を受けた月	在宅老人を短期介護する場合	

			業費の 基準額 に定め た額と する。				
田口特産物振 興センター	振興室1	住民 1回		330	許可を受 けたとき	利用1回の単位 9:00~13:00 13:00~17:00 17:00~21:00	
		住民以外の者 1回		550			
	振興室2	住民 1回		330			
		住民以外の者 1回		550			
	振興室3	住民 1回		330			
		住民以外の者 1回		550			
	多目的ホー ルA又はB	住民	昼間1回				880
			夜間1回				990
		住民以 外の者	昼間1回				1,100
			夜間1回				1,210
展示・販売 室	年額		37,400				
社会体育施設	テニスコー ト	住民		無料			
		住民以外の者 1面 半日		3,300			
		夜間照明施設 30 分		550			
	水泳プール			無料			
	弓道場			無料			
	スポーツ広 場	住民		無料			
		住民以外の者 半 日		1,100			
		夜間 照明	住民 1時間		550		
住民以外の者			2,200				

	施設	1時間				
名倉体育館	住民	9時 から 17時 まで		無料	許可を受 けたとき	
			17時 から 22時 まで	1時間		110
	住民 以外 の者	9時 から 17時 まで	貸切 利用	2時間 4時間 8時間		830 1,650 2,480
			バレー コート1 面	2時間 4時間 8時間	550 1,100 1,650	

			バ	2時間	280
			ト	4時間	550
			ミ	8時間	830
			ン		
			ト		
			ン1		
			面		
			卓	2時間	110
			球1	4時間	220
			卓	8時間	330
17	貸	2時間		1,100	
時	切	5時間		2,200	
か	り				
ら	利				
22	用				
時	バ	2時間		770	
ま	レ	5時間		1,540	
で	ー				
	コ				
	ー				
	ト1				
	面				
	バ	2時間		390	
	ト	5時間		770	
	ミ				
	ン				
	ト				
	ン1				
	面				

			卓球卓	2時間	150		
			卓球卓	5時間	330		
津具スポーツ 広場	夜間照明施設	全灯	町内、町外 団体	1時間	3,300	許可を受けたとき	使用料は、利用開始日までに 町長が指定する日 までに納付しな ければならない。
	洲山運動広 場夜間照明 施設	1面	町内、町外 団体	30分	280	許可を受けたとき	
	弓道場・グ ラウンド・ トレーニング 室				無料		
下請等共同作 業所	共同作業施 設	1棟	年額		545,000	許可を受けたとき	
田峯農村環境 改善センター	和室	住民1回			330	許可を受けたとき	
		住民以外の者1回			550		
	集会室	住民	昼間1回		880		
			夜間1回		990		
		住民以外の者	昼間1回		1,100		
			夜間1回		1,210		
洗濯機	住民	1回		440	許可を受けたとき		
歴史の里田峯 城	入城券	小・中 学生	1人	1回	110	許可を受けたとき	1 団体割引は20 人以上で1割引

		高校生以上	1人 1回	220		とする。
	御殿	住民 1間	9 : 00～12 : 30	1,100		
			12 : 30～ 16 : 00			
		住民以 外の者 1間	9 : 00～12 : 30	1,320		
			12 : 30～ 16 : 00			
コミュニティ プラザしたら	談話室(和 室)	住民	昼間1 回	500	許可を受 けたとき	利用1回の単位 9 : 00～13 : 00 13 : 00～17 : 00 17 : 00～21 : 00
			夜間1 回	580		
		住民以外の 者	昼間1 回	850		
			夜間1 回	960		
	活動室	住民	昼間1 回	370		
			夜間1 回	420		
		住民以外の 者	昼間1 回	610		
			夜間1 回	690		
	その他の施 設	利用者が住 民 を独占的	昼間1 回	960		
			夜間1 回	1,110		

		に利用する る場合	回 住 民 以 外 の 者	昼間1 回 夜間1 回	1,210  1,400		
	ターミナル センター	2階事務室 1階事務室 待合室	年額 年額 年額	737,000 277,000 336,000	毎年3月末 日まで		
ふれあい広場	スイスイパ ーク	温水プ ール	町内小中学 生 町外小中学 生 1回 高校生以上 1回 " 回数 券 11回 " 定期 券 3月 " 定期 券 7月 " 定期 券 1年	無料 110 330 3,300 4,180 8,800 11,510	許可を受 けたとき	1 ふれあい広場 を町内の保育 園・小中学校・ 高校が授業等で 利用する場合は 無料とする。 2 小学校就学前 の者、町内の 小・中学生がふ れあい広場(照明 施設を除く。)を 利用する場合は 無料とする。 3 半日は4時間以 内とする。 4 利用者が温水 プールの使用料 を支払えば、ト レーニングルー	
		トレー ニング ルーム	町内中学生 町外中学生 1回 高校生以上 1回	無料 110 220			

			回数券 11回	2,200		ム及び多目的ホールも利用できる。
			定期券 5月	4,180		
	多目的ホール	町内小中学生		無料		
			町外小中学生 1回	110		
				高校生以上 1回	220	
	会議室	1会議 半日		1,060		
			和室		1会議 半日	
	多目的広場	屋内コート	住民 1面 半日	1,060		
			住民以外の者 1面 半日	3,300		
		ステージ	半日	3,160		
		照明施設	30分	550		
		屋外コート	住民	無料		
			住民以外の者 1面 半日	3,300		
アグリステーションなぐら	名倉農産物直売所	年額		755,000	毎年3月末日まで	

道の駅したら	地域産業振興施設	1階テナントスペース	1月		63,300	許可を受けたとき	1階テナントスペースは食堂、売店、入り口前スペース、厨房、前室、バックヤード、ごみ庫、倉庫、スタッフトイレ、プロパンボンベ庫とする。	
		2階テナントスペース			15,000		2階テナントスペースは体験工房、ミーティングルーム、スタッフルーム、前室とする。	
	みんなのリビング	住民1区画	平日午前9時から午後5時		800	みんなのリビングでの火器の使用は禁止する。	みんなのリビング、2階テラス及び屋外スペースを設	
				土日祝日午前9時から午後5時	850			
		住民以外の者1区画	平日午前9時から午後5時		1,100			楽町内保育園・小中学校が使用する場合は無料とする。
				土日祝日午前9時から午後5時	1,200			
会議等利用	1回	ただし、午後5時から	550					

		午後9時までの利用に限る。		
2階テラス	住民1区画	平日午前9時から午後5時	950	
		土日祝日午前9時から午後5時	1,100	
	住民以外の者1区画	平日午前9時から午後5時	1,400	
		土日祝日午前9時から午後5時	1,700	
	屋外スペース	住民1区画	平日午前9時から午後5時	1,000
			土日祝日午前9時から午後5時	1,500
通年			300,000	
住民以外の者1区画		平日午前9時から午後5時	2,000	
		土日祝日午前9時から午後5時	3,000	
		通年	600,000	

つぐ屋内ゲートボール場	午前	住民 1人 1回	110	許可を受けたとき	<p>1 午前とは、午前8時から正午までをいう。</p> <p>2 午後とは、正午から午後6時までをいう。</p> <p>3 夜間とは、午後6時から午後9時までをいう。</p>
	午後		110		
	夜間		170		
	午前	住民以外の者 1人	220		
	午後	1回	220		
	夜間		330		
つぐグリーンプラザ	多目的ホール	9：00～12：00	6,600	許可を受けたとき	<p>1 営利、宣伝等を目的とする場合の使用料は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 この表に規定する利用時間は、原則として延長を認めない。ただし、特別な理由によって利用の許可を受けた場合は、1時間に限り利用することができる。この場合の使用料は、連続して利用する使用料の1時間以</p>
		13：00～17：00	7,920		
		18：00～21：00	9,130		
		9：00～21：00	16,720		
	プール	町内小中学生	無料		
		町外小中学生 1回	110		
		高校生以上 1回	330		
		〃 回数券 11回	3,300		
		〃 定期券 3月	4,400		
		〃 定期券 1年	11,550		
	トレーニング室	町内中学生	無料		
		町外中学生 1回	110		
		高校生以上 1回	220		
		〃 回数券 11回	2,200		
		〃 定期券 9月	7,370		
レストラン	1月	21,000			

							<p>内に相当する額とする。</p> <p>3 グリーンプラザを町内の保育園・小中学校・高校が授業等で利用する場合は無料とする。</p> <p>4 小学校就学前の者、町内の小・中学生がグリーンプラザを利用する場合は無料とする。</p> <p>5 利用者がプールの使用料を支払えば、トレーニング室を利用できる。</p>	
つぐ高原グリーンパー	ログハウスエリア	バンガロー(1~5人用)	1棟	1日	A	15,000	許可を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人とは、小学生以上をいう。</li> <li>・バンガローの1日は、午後2時から翌日の午前10時までとし、プチバンガローの1日は午後2時から翌日の午前11時までとする。</li> </ul>
					B	16,500		
					C	18,000		
			追加料金1時間		2,000			
		バンガロー(6~10人用)	1棟	1日	A	28,000		
					B	30,000		
					C	32,000		
			追加料金1時間		3,500			

ク	プチバンガ ロー	1棟	1日	A	5,000	
				B	5,800	
				C	6,500	
		追加料金1 棟		1,500		
	交歓広場	デイキャン プ	1人	1日 1回		500
		ナイトキャ ンプ	1人	1日 1回		600
	オートキャ ンプエリア	デイキャン プ	1人	1回		500
			1台			1,000
		小屋なし	1サイ ト	1日	A	5,000
					B	5,800
					C	6,500
					D	4,500
		追加料金1 サイト		1,500		
		小屋付き	1サイ ト	1日	A	8,000
	B				8,800	
	C				9,500	
	D				7,500	
	追加料金1 サイト		1,500			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デイキャンプ、オートキャンプ及びオートキャンプの1回は午前10時から午後3時までとし、ナイトキャンプの1回は午後4時から午後9時までとする。</li> <li>・ オートキャンプの1日は午後2時から正午までとする。</li> <li>・ 追加料金は、単位の欄中1日の時間以外に利用した場合に徴収する。</li> <li>・ 区分の欄中AとはB・C以外の日とし、Bとは土曜日・祝祭日前日(Cの区分に係るものを除く。)及び8月8日から8月18日までとし、Cとは4月29日から5月6日及</li> </ul>					

						び8月8日から8月18日までとする。
天文台		大人		410	許可を受 けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料は、利用開始日までにおいて町長が指定する日までに納付しなければならない。</li> <li>・上記使用料のうち、競技、行事の開催等に利用する場合、町長が相当の理由があると認めるときはこの限りでない。</li> <li>・大人とは中学生以上の者、小人とは小学生をいう。また、小学校入学前の者は、無料とする。</li> </ul>
		小人		310		
イベント・サークル広場		9時～12時		4,000		
		13時～17時		4,000		
		18時～21時		5,000		
イベント・サークル広場		1時間		1,540		
夜間照明						
パターゴルフ場		大人1回		520		
		小人1回		210		
テニスコート		30分1面		700		
会議室		9時～12時		1,500		
		13時～17時		1,500		
		18時～21時		2,000		
基幹集落センター	農林研修室 A	基本使 用料	昼間	1,620	許可を受 けたとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本使用料は、利用時間 4時間以内とする。</li> <li>2 追加料金は、超過1時間ごとに加算する。</li> </ol>
			夜間	2,160		
		追加使 用料	昼間	220		
			夜間	320		
	農林研修室 B	基本使 用料	昼間	1,620		
			夜間	2,160		

			追加使	昼間	220		<p>3 夏季冬季の使用料は、それぞれの額の5割加算とする。</p> <p>4 結婚式に利用する場合の利用できる室は、調理室、集会室、和室、大会議室として利用した室の料金とする。</p>	
			用料	夜間	320			
	保健指導室		基本使	昼間	1,620			
					用料	夜間		2,160
				追加使	昼間	220		
					用料	夜間		320
	調理室		基本使	昼間	2,700			
					用料	夜間		2,160
				追加使	昼間	220		
					用料	夜間		320
	集会室		基本使	昼間	2,700			
					用料	夜間		3,240
				追加使	昼間	220		
					用料	夜間		320
	和室		基本使	昼間	1,620			
					用料	夜間		2,160
				追加使	昼間	220		
					用料	夜間	320	
	大会議室		基本使	昼間	2,700			
					用料	夜間	3,780	
				追加使	昼間	320		
					用料	夜間	320	
面の木公園施設	多目的施設	休憩利用	1棟	1回	無料		1回当たりとは午前9時から午後4時まで間の利用をいう。	
				ワークシヨツ	平日1日	3,000	許可を受けたとき。	1日当たりとは午前9時から午後4時までの利用をい
		土日			4,000			

		プ・ワ ーキ ング 利用	祝日1 日		う。
			1か月	15,000	1か月当たりとは 休業日を除く毎月 1日から毎月末ま での利用をいう。

#### 備考

- 1 町内の事業所に勤務する者は、住民とする。
- 2 おおむね4時間以内の利用をもって1回とする。
- 3 昼間利用は午後5時までとし、以後の利用は、夜間利用とする。
- 4 特に時間外の利用を認められた場合の使用料は、次により算出した額を加算して徴収することができる。  
(1回当たりの使用料÷4時間×特に認められた時間外の時間数)
- 5 指定管理者の収入として収受する利用料金の額は、同表に定める使用料の額に30パーセントを加算した額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額とする。
- 6 町が主催及び共催する事業等については、無料とする。

別表第2(第3条関係)

単位：円

種類	単位	金額	備考
津具文化資料展示センター	小中学生 1人	無料	20人以上50人未満の団体は、各1人につき1割引
	大人 1人	無料	
津具民俗資料館	小中学生 1人	無料	引き、50人以上の団体は各1人につき2割引
	大人 1人	無料	
設楽町奥三河郷土館	小中学生 1人	150	とすることができる。小学校就学前の者は、無料とする。
	大人 1人	300	

備考 町が主催及び共催する事業等については、無料とする。